

利用者・保護者 各位

社会福祉法人 優樹福祉会
理事長 杉山 和巳

社会福祉法人 優樹福祉会における感染拡大防止のための対応について(周知文)

国は、『社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である』としています。

休業を要請されない社会福祉施設である優樹福祉会は下記の通り感染拡大防止に取り組み、サービスが継続的に提供できるよう努めます。

1. 接触感染防止

- 施設入り口やトイレ等に消毒用アルコールを置き、利用者・職員ともに常に手指消毒を行います。
- サービス提供前後の手指洗い・消毒を徹底します。
- 不特定多数が触れる箇所を定期的に清拭します。
- サービス提供時には必要に応じてフェイスシールド、エプロンや使い捨て手袋を着用します。
- 送迎等で使用した車輛は使用後、車内の消毒を行っています。
- 利用者の帰宅後、事業所内の消毒・清掃を行っています。

2. 飛沫感染防止

- 【職員】マスクの着用、咳エチケット、手洗い、アルコールによる手指消毒等を徹底しています。
- 【利用者】マスクの着用、咳エチケット、手洗い、アルコールによる手指消毒等を徹底しています。
マスク着用が難しい利用者の方には、利用者同士の距離を保つよう工夫しています。
- 話をする場合は、対面にならないよう心掛けマスク着用の上距離を置いて話をします。
- 向かい合わせや、隣り合わせになる場合（作業時、食事等）は人と人の間に仕切りを設置しています。

3. 3密（密閉空間、密集区間、密接場面）解消

- 室内では常に換気扇を回し、定期的に窓を開ける等換気を行っています。
- 活動や作業の際にはフロアを分散し蜜を避けるとともに、利用者間の距離を保つようにしています。
- 入浴介助時、職員はフェイスガードまたはマウスシールドを着用し、常に換気を行い感染防止に努めると共に、エアコンをつけ熱中症にも留意しています。（生活介護）
- 作業時は机の使用人数を制限し、利用者間の距離をとるようにしています。
昼食時も移動せず、机をアルコール消毒し同じ作業場で昼食をとっています。（就労継続支援B型）
- 送迎や作業で車を利用する場合は、マスク着用の上窓を開け常に換気を行っています。
- 会議は、マスク着用を徹底し、人と人の距離を保ちつつ常に換気扇を回しながら窓を開けて換気を行い、会議の終了時間を決めて開催しています。

4. 《持ち込ませない・その他感染リスク低減》

- 職員は出勤前と昼食後の最低2回 検温を実施し記録することを徹底しています。
発熱等の症状がある場合は出勤せず、自宅から相談センター（0120-567-747）に連絡し指示を仰ぎます。
- 利用者は送迎車に乗車する前（難しい場合は事業所に通所後）と昼食後検温を行い記録するとともに健康観察を行っています。発熱が認められる場合には利用をお断りします。
- 発熱により利用を断った利用者には、事業所から相談支援事業所に情報提供を行う等、必要な対応をとります。
- 職員は日々の行動記録をつけ、必要に応じて管理者への報告を行っています。
- 利用者の帰宅後の行動や休日の行動は職員が聞ける範囲で聞き取りを行ったり、連絡帳等で確認させていただき、必要に応じてご本人や保護者に再度確認をさせていただきます。
- 来訪者には各事業所の出入りに消毒用アルコールと体温計、「外来者体温記録表」（氏名、所属、日付検温時間、検温結果）を準備し、検温と記録をしたうえで手指消毒とマスク着用を徹底し入場していただきます。37.5℃以上の発熱がある場合、入場をお断りしています。
- 感染拡大防止のため、事業所職員の飲食を伴う歓送迎会、慰労会、暑気払い等については開催しておりません。

5. 職員の『都道府県をまたぐ移動』について

- 東京、千葉、埼玉、神奈川方面または、感染が増加している地方へ出かける場合は、管理者へ報告し、マスク着用など感染防止対策を徹底し慎重に行動するよう要請しています。
- 移動については詳細な行動履歴を記入し、必要に応じて提出することがあります。

※『都道府県をまたぐ移動』については以下の資料によります。

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和2年7月30日改定）より

ウ 移動に関する感染対策

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等はできるだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- ・感染者の大幅な増加がみられるような感染リスクの高い地域に移動する場合はその必要性を慎重に判断するとともに、そうした地域からご家族が帰省する場合等には、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

※感染拡大防止の留意点については、令和2年7月3日発出 厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡『障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について』において「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日）に基づく取り組みを引き続き進めること、とされておりこれを参考とした対応を実践しています。